

「令和3年度 被扶養者資格再確認業務」の実施について

1 実施方法

(1) 被扶養者資格再確認業務

「被扶養者状況リスト」を事業主様へ送付します。

(2) 添付書類について

厚生労働省より厳格な方法で実施することを求められていることから、昨年度に引き続き、以下の者について、確認書類の添付を求めることとします。

- ・被保険者と別居している者は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類
- ・海外に在住している者は、海外特例に該当していることが確認できる書類

※収入証明等、上記以外の証明書類については例年どおり添付を省略します

(3) 被扶養者状況リストの記載について

令和3年度は、事前のマイナンバー情報連携の実施等により、確認対象者が別居していることや海外在住であること等を特定し、当該情報をあらかじめ被扶養者状況リストに記載してお送りします。

- ※記載例 仕送りの事実確認書類の提出が必要な方・・・「仕」と表記
海外特例該当確認書類の提出が必要な方・・・「海」と表記

2 実施期間

(1) リスト送付時期

令和3年10月下旬～11月中旬(予定)

(2) リスト提出期限

令和3年12月20日(月)

3 送付物

- ・被扶養者状況リスト(2枚複写)
- ・説明用リーフレット
- ・被扶養者調書兼異動届(削除用)
- ・被扶養者現況申立書 ※別居している場合、海外在住の場合に提出が必要
- ・返信用封筒(協会私書箱設置)

4 リストの社会保険労務士への送付について

社会保険労務士へリスト等の送付を希望する場合は、以下の方法にて協会富山支部へお手続きをお取りください。

(1) 受託事業所様の承諾

社会保険労務士あてにリスト等を送付することについて、受託事業所様に事前に承諾を得てください。

(2) 同意事業所一覧表の作成 (別紙1)

承諾を得た事業主様について、以下の点にご留意いただき同意事業所一覧表を作成してください。

- ① 協会支部別 (都道府県別) に作成。
- ② 「通番」欄については、協会支部ごとに1番から順に番号を記入。
- ③ 記載する事業所記号は、必ず「数字 (被保険者証上部に表示されている7桁もしくは8桁のもの)」を記載。

※同意事業所一覧表は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です。

(3) 誓約書の作成 (別紙2参照)

以下の内容を含んだ誓約書を作成してください。

- ① 受託事業所の事業主様から事前に承諾を得ていること。
- ② 提出期日までに提出すること。
- ③ 社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所様と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

※誓約書は前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です。

(4) 協会支部への提出

誓約書及び同意事業所一覧表を、令和3年8月31日 (火) までに管轄の協会支部に提出 (返信用封筒での郵送) してください。

※同意事業所一覧表及び誓約書については、社会保険労務士において、その写しを保管してください。

5 社会保険労務士へリスト等の送付

「被扶養者状況リスト」は、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に令和3年10月以降、協会支部より順次発送いたします。

(リストのほか、説明用リーフレット、返信用封筒等を該当事業所分同封いたします。)

6 リスト等の提出

確認が完了したリスト等の提出にあたっては、以下の点に特にご留意いただき、ご提出ください。

- (1) 返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。
- (2) 被扶養者状況リスト「副」は事業主控えですので、送付しないようお願いいたします。

誓 約 書

私は、全国健康保険協会より送付される令和3年度 被扶養者状況リストを同意事業所
一覧表（別添）の受託事業所分について、私あてに直接送付することとし、以下の事項を
厳守することを誓約します。

記

- (1) 被扶養者状況リストの直接送付について、受託事業所の事業主から事前に承諾を得ること。
- (2) 被扶養者状況リストは、提出期限までに必ず提出すること。
- (3) 直接送付について、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

全国健康保険協会 _____ 支部長 殿

令和3年 月 日

① 事 務 所 名 称 _____

② 事 務 所 所 在 地 _____

③ 社会保険労務士氏名 _____

④ 連絡先電話番号 _____

※①～④は社会保険労務士様の情報を記載してください